

平成30年第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月28日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 別館講習室
3. 出席委員 (11人)
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 境 良一 本田 孝徳 山本 賢一
太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 (1人) 齊藤 英次
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 谷山 次則 佃 正人
6. 議 事
 - (1) 議案 第5号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第6号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第7号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告2号 農地法第18条6項の規定による農地の合意解約について

唯局長 こんにちは。
今日は夜に天候が悪くなる予報が出ておりますが、本日も委員の皆様には大変にお忙しい中に、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は、平成30年第2回の通常総会です。

それでは只今から、総会を始めさせていただきます。
本日の農業委員さんのご出席者数は12名中、11名で、過半数に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。
開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長 こんにちは。
第2回の農業委員会総会にあたりまして、ご出席いただきましてあり

がとうございます。この間の23日の熊本市民会館で開催されました農業委員会活動推進大会はお疲れ様でした。他の県下の市町村いろいろ頑張っていらっしゃるような感じでした。宇土市は中山間地に属しておりまして、耕作放棄地が増加しておりまして発生防止対策が急務と考えております。何度も話しておりますが、私は農業基盤整備事業を起こして、農地の集積集約が一番効果があるというふうに思っておりますので、委員さんの頑張りを期待しております。最後に、今日の審議がスムーズに行くことをお願いし、挨拶いたします。

唯局長 ありがとうございます。
次に議長選出になりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いします。

田代議長 それでは、平成30年第2回農業委員会総会を開会します。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名であります。議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、谷山委員さんと佃委員さんをお願いします。

それでは只今より議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっております。確認委員さんには説明をよろしく申し上げます。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第5号、農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員さんは中山三委員さんですので、説明をよろしく申し上げます。

中山委員 はい。申請番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記3筆とも田、現況3筆とも田、登

記面積3筆合計2086㎡です。耕作面積7676㎡、申請面積2086㎡です。貸借形態所有権無償です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族2人、権利の種類は贈与でございます。よろしくお願いいたします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。申請地までの通作距離は約300mで、農業年数50年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番については、確認委員さんは本田委員さんですので、説明をお願いします。

本田委員 それでは2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りでございます。登記2筆田、現況2筆田、登記面積は合計で3319㎡です。耕作面積は20441㎡、申請面積は3319㎡、所有権無償です。譲受・譲渡理由は親から子への贈与となっております。以上です。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。申請地までの通作距離は約500mであり、農業年数140年、農機具も所有し、主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。
申請番号3番と4番については申請人が同じですので、併せて説明を
よろしくをお願いします。確認委員さんは境委員さんですので説明をお
願いします。
- 境委員 はい。申請番号3番と4番について説明します。譲受人・譲渡人・土
地の所在地は議案書記載の通りです。登記1筆が畑、2筆が田になっ
ております。登記面積は3筆合わせまして1014㎡、耕作面積40
89㎡、申請面積1014㎡です。貸借形態は所有権無償です。譲受
理由親受贈、譲渡理由は子へ贈与です。家族2人、権利のぞ余でござ
います。続けて4番について、譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案
書記載の通りです。登記3筆とも田で、現況も同じです。登記面積は
3筆合計で1455㎡、耕作面積は4089㎡、貸借形態は所有権無
償です。譲受理由規模拡大、譲渡理由は経営縮小です。家族2名、権
利の種類は贈与です。以上です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありまし
たらお願いします。
- 事務局 申請番号3番・4番について説明します。申請地までの通作距離は約
1.2kmから約3kmで、農業年数30年、農機具も所有し、主たる作
物は米・果樹になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番・4番について、委
員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、3番・4番については承認をいたしま
す。
申請番号5番について、確認委員は本田委員さんですので、説明をよ
ろしくをお願いします。

- 本田委員 はい。申請番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑, 現況畑, 登記面積1029㎡, 耕作面積36674.4㎡, 申請面積1029㎡, 貸借形態は所有権無償です。譲受理由, 譲渡理由は親から子への贈与です。以上です。よろしくお願ひします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。
- 事務局 申請番号5番について説明します。申請地までの通作距離は約3.2km3分で, 農業年数40年, 農機具も所有し, 主たる作物は米・たばこになります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について, 委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので, 5番については承認をいたします。以上で議案第5号については5件の承認を得ましたので, 許可書の交付を行います。
- 次に議案第6号, 農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。
- 申請番号1番について, 確認委員さんは本田委員さんですので説明をお願ひします。
- 本田委員 申請番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田, 現況畑, 登記面積481㎡, 権利の種類は使用貸借権設定, 使用目的は個人住宅193㎡です。よろしくお願ひします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひします。
- 事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は7ページです。

申請人は城塚町に居住する個人であり、平成28年の熊本地震により自宅が半壊し、現在の場所は熊本県の急傾斜地崩壊危険個所に指定されたため、新たに家を建てる場所を探していたところ、申請地が自宅から近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員さんは山本委員さんですので、説明をお願いします。

山本委員 申請番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積は210㎡，内転用面積は210㎡で，権利の種類は所有権有償，売買となっております。転用目的は作業所及び資材置き場となっております。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は8ページです。申請人は網津町に居住し、石の加工や建設業の仕事をしており、その作業場が手狭なため土地を探していたところ、申請地が自宅の道向かいであり適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はございませんか。

- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。
申請番号3番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。
- 中山委員 申請番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況畑，登記面積は278㎡，転用面積も278㎡，権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅72.45㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号3番について補足説明します。地図は9ページです。
申請人は花園町に居住し，結婚し今後の子育ての環境に適した住宅地を探していたところ，申請地が実家の隣接地であり適していると考え今回の転用申請となりました。申請地は，第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。
申請番号4番について，確認委員さんは金田委員さんですので，説明をお願いします。
- 金田委員 申請番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況田，登記面積376㎡，内転用面積376㎡です。権利の種類は所有権有償，売買です。転用目的は駐車場です。よろしくをお願いします。

- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号4番について補足説明します。地図は10ページです。申請人は葬儀式の請負業を営む法人であり、城之浦町の斎場の駐車場が不足しており、拡大する土地を探していたところ、申請地が斎場に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は都市計画区域の用途地域であり、第3種農地になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。
- 中山委員 5番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記は田、現況は畑です。登記面積は622㎡、内転用面積も622㎡です。所有権有償、売買です。転用目的は共同住宅1棟、171.36㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号5番について補足説明します。地図は11ページです。申請人は住吉町で海苔機械の製作や、不動産の賃貸および管理等を営む法人で、申請地が利便性が良く、住宅も立ち並んでおり、共同住宅建設用地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は上下水道が埋設された道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に花園小学校・花園幼稚園があるため、第3種農地と思われます。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方

のご意見はございませんか。

委員

異議なし。

田代議長

異議なしということですので、申請番号5番については承認をします。以上で議案第6号については、5件すべて承認されましたので、許可書の交付を行います。

それでは議案第7号、農用地利用集積計画の同意を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。説明いたします。

番号1番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田、面積が1277㎡、平成30年3月1日から平成32年2月28日までの、2年間の賃借権の再設定となっており、借賃は1筆当たり13000円となっております。

番号2番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。現況は2筆とも田で、面積が2筆合計の3020㎡、平成30年2月28日から平成35年2月27日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり米60kgとなっております。

番号3番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目3筆とも田、面積が3筆合計で4062㎡、平成30年2月28日から平成40年2月27日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり22000円となっております。

番号4番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田、面積は2975㎡、平成30年2月28日から平成34年2月27日までの4年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり30000円となっております。

番号5番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田、面積1612㎡、平成30年2月28日から平成40年2月27日までの10年間の賃借権の再設定となっており、借賃は1筆当たり20000円となっております。

番号6番から番号12番までは農地中間管理事業の関連となっております。その内の6番から10番までは、借受予定者が同じでありますので、そこは一括して説明させていただきます。

番号6番から10番まで、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目が13筆とも田で、面積が合計の11410㎡、平成3

0年4月1日から平成40年3月31日までの10年間の賃借権設定で、借賃は10アール当たり10000円となっております。続きまして番号11番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目が2筆とも田で、面積が合計1689㎡、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間の賃借権設定となっております。

番号12番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目は5筆とも畑で面積が合計の6286㎡です。平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

続きまして16ページをお開きください。

こちらが、今月の利用権設定等状況一覧表となっております。

続きまして17ページをお開きください。こちらのページ左側が、今月の利用権設定となっております。合計だけ読み上げますと、利用権設定が32331㎡となっております。ページ右側が1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと、利用権設定が70813㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 12番についてお尋ねします。この物件の借り受け予定者ですが、本人が所有する農地が現在耕作放棄地となっております。今回借り受けた農地も耕作放棄地となりはしないかと心配しますが。

田代会長 現在耕作放棄地となっている農地を、解消するよう強く指導したいと思います。他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議無しということですので、議案第7号については同意をいたします。

以上で、農用地利用集積計画については、同意したことを市へ通知をいたします。

次に報告2号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。事務局より報告をお願いし

事務局 ます。
説明いたします。番号1番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が826㎡で，賃貸人・賃借人も議案書記載の通りです。平成29年12月3日付け，農地中間管理事業利用のための解約となっております。

番号2番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が1036㎡で，賃貸人・賃借人も議案書記載の通りです。平成30年1月26日付け，農地中間管理事業利用のための解約となっております。

番号3番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が1168㎡で，賃貸人・賃借人も議案書記載の通りです。平成30年1月30日付け，農地中間管理事業利用のための解約となっております。
以上です。

田代議長 以上で報告2号についての報告は終わりました。
以上で予定しておりました案件は終わりましたが，その他で事務局から何かありますか。

唯局長 私から1点だけ報告をいたします。先般の活動推進大会時に，委員さんからご意見をいただきましたのが，「貸したい人」「借りたい人」のリストをほしいということでした。これは，事務局で農地中間管理事業関係で把握している資料になりますが，本日お配りしております。内容の説明を担当の桑原さんから説明をしていただきますのでよろしくをお願いします。

《桑原アドバイザーより資料の説明有》

田代議長 他にありませんか。

事務局 ありません。

佐美三副会長 それでは第2回総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 谷山 次則 印

議事録署名人 佃 正人 印